

GIS 仕様書

（業務の目的）

第1条 都市計画基礎調査の作成資料を別紙のとおり統合型 GIS 職員用システム（以下「統合型 GIS」という。）に登録可能なものとするにより、京都府及び府内市町村における情報共有の推進、業務の効率化・高度化等を図ることを目的とする。

（業務の概要）

第2条 統合型 GIS 上で活用するため、令和 6 年度都市計画基礎調査項目に掲げる項目の内、作成資料が図となっている項目（以下「データ整備対象項目」という。）について、別紙都市計画基礎調査空間データ整備仕様のとおり GIS データを作成する。

（空間参照系）

第3条 作成するデータの位置座標は、次の定義によるものとする。

- （1）準拠する測地系 世界測地系
- （2）水平位置の座標系 平面直角座標第Ⅵ系（平成 14 年国土交通省告示第 9 号）

（貸与資料）

第4条 本業務の実施にあたり、次の資料を京都府より貸与するものとする。

- （1）統合型 GIS ベースマップ（Shape ファイル） 一式
- （2）その他本業務に必要な資料 一式

（図形データ入力）

第5条 データ整備対象項目の調査結果を基に、入力編集装置を使用し、統合型 GIS ベースマップ上にポリゴンデータを入力するものとする。

なお、統合型 GIS ベースマップの建物はポリゴンデータ化されている。

- 2 図形データ定義の詳細は、別に定める。

（属性データ入力）

第6条 データ整備対象項目の調査結果を基に、前条で作成した図形データに、入力編集装置を使用し、コード、名称、番号、種類、面積等の属性データを入力し、管理番号により図形データとのリンク処理を行うものとする。

- 2 属性データ定義の詳細は、別に定める。

（データファイル作成）

第7条 第5条で作成した図形データ及び前条で作成した属性データを基に、統合型 GIS 用データファイル（Shape ファイル）を作成するものとする。

- 2 データファイルは、統合型 GIS の基本エンジンに適合した形式として作成するものとする。

（出力図作成）

第8条 前条で作成したデータファイルを統合型 GIS ベースマップと重ね合わせ、大型カラープロッターを使用し、カラー出力するものとする。

- 2 出力図については A1 サイズに収まる縮尺とし、提出部数は 2 部とする。ただし、建物利用現況図（C0401）については、1/2,500 程度の縮尺とする。

（メタデータの作成）

第9条 メタデータの作成については、地理情報標準第 2 版（JSGI2.0）に従ったコアメタデータ標準とし、整備単位及び整備項目の詳細については、別に定める。

（提出成果品）

第 10 条 提出成果品は、次のとおりとする。

なお、納品形態及び使用する媒体は、別添による。

- (1) データ整備対象項目の各データファイル (Shape ファイル) 一式
- (2) 上記 (1) の各データのメタデータファイル (XML 形式) 一式
- (3) 上記 (1) の各データのカラー出力図 一式
- (4) その他協議により必要とした資料 一式